

議案第94号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年3月7日

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

体育施設の名称を改めること、勝山勤労青少年体育センターを廃止すること、勝山市営温水プールの所管を健康長寿課からスポーツ課に移管すること及び所要の改正を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年勝山市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後																											
<p>(目的及び設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、市民のスポーツ及び体育振興を図るために、勝山市体育施設以下「体育施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称 _____ 及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(目的及び設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、市民のスポーツ、体育振興及び健康増進を図るために、勝山市体育施設以下「体育施設」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第 2 条 体育施設の名称、施設の主な内容及び位置は、次のとおりとする。</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝山市庭球場</td> <td>勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号</td> </tr> <tr> <td>勝山市長山公園グラウンド</td> <td>勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td><u>勝山勤労青少年体育センター</u></td> <td><u>勝山市昭和町 1 丁目 6 番 13 号</u></td> </tr> <tr> <td><u>勝山海洋センター</u></td> <td>勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地</td> </tr> <tr> <td>あさひ公園多目的広場</td> <td>勝山市旭毛屋町 1801 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	勝山市庭球場	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号	勝山市長山公園グラウンド	勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号	<u>勝山勤労青少年体育センター</u>	<u>勝山市昭和町 1 丁目 6 番 13 号</u>	<u>勝山海洋センター</u>	勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地	あさひ公園多目的広場	勝山市旭毛屋町 1801 番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設の主な内容</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勝山市庭球場</td> <td><u>テニスコート</u></td> <td>勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号</td> </tr> <tr> <td>勝山市長山公園グラウンド</td> <td><u>野球場、ソフトボール場</u></td> <td>勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td><u>勝山市 B&G 海洋センター</u></td> <td><u>武道場・競技場、弓道場、屋内多目的広場</u></td> <td>勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地</td> </tr> <tr> <td>あさひ公園多目的広場</td> <td><u>ソフトボール場</u></td> <td>勝山市旭毛屋町 1801 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設の主な内容	位置	勝山市庭球場	<u>テニスコート</u>	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号	勝山市長山公園グラウンド	<u>野球場、ソフトボール場</u>	勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号	<u>勝山市 B&G 海洋センター</u>	<u>武道場・競技場、弓道場、屋内多目的広場</u>	勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地	あさひ公園多目的広場	<u>ソフトボール場</u>	勝山市旭毛屋町 1801 番地
名称	位置																											
勝山市庭球場	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号																											
勝山市長山公園グラウンド	勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号																											
<u>勝山勤労青少年体育センター</u>	<u>勝山市昭和町 1 丁目 6 番 13 号</u>																											
<u>勝山海洋センター</u>	勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地																											
あさひ公園多目的広場	勝山市旭毛屋町 1801 番地																											
名称	施設の主な内容	位置																										
勝山市庭球場	<u>テニスコート</u>	勝山市昭和町 1 丁目 6 番 66 号																										
勝山市長山公園グラウンド	<u>野球場、ソフトボール場</u>	勝山市長山町 1 丁目 1 番 1 号																										
<u>勝山市 B&G 海洋センター</u>	<u>武道場・競技場、弓道場、屋内多目的広場</u>	勝山市荒土町新保第 8 号 101 番地																										
あさひ公園多目的広場	<u>ソフトボール場</u>	勝山市旭毛屋町 1801 番地																										

弁天緑地グラウンド	勝山市 105 字(河川敷)
長尾山総合公園クロスカントリーコース	勝山市村岡町寺尾第 51 号 11 番地
勝山市体育館「ジオアリーナ」	勝山市昭和町 2 丁目 4 番 20 号

(使用料の還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、**市長が特に必要があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。**

(新設)

(新設)

(指定管理者が行う業務)

第 17 条 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

弁天緑地グラウンド	サッカー場、野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、マレットゴルフ場	勝山市 105 字(河川敷)
長尾山総合公園クロスカントリーコース	クロスカントリースキーコース	勝山市村岡町寺尾第 51 号 11 番地
勝山市体育館「ジオアリーナ」	競技場、多目的室、トレーニングルーム、ランニングコース	勝山市昭和町 2 丁目 4 番 20 号
勝山市営温水プール	プール、健康トレーニング室	勝山市片瀬町 1 丁目 30 番地 1

(使用料の還付)

第 15 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、**次の各号の一に該当する場合は、全部又は一部を還付することができる。**

(1) 天災、気象その他利用者の責任によらない理由で、施設が利用できなくなったとき。

(2) 市長が特に必要があると認めるとき。

(指定管理者が行う業務)

第 17 条 前条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)・(2) (略)

(3) 開館時間又は休館日の変更に関する事。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(4) 施設設置目的を達成するための事業の企画及び運営に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務(市長のみの権限に属するものを除く。)

2 (略)

別表(第12条関係)

その1 基本使用料(屋内体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分		使用料(1時間当たり)		
			平日		土、日、祝日
			9時～19時	19時～21時	9時～21時
					勝山市体育館は～21時30分
勝山海洋センター	競技場	全面	400	800	800
		半面	200	400	400
		1面(バドミントン)	100	200	200
	ミーティングルーム	個人及び団体	100	100	100
	弓道場	市民以外が使用する場合(個人)	300円/回	600円/回	600円/回

(5) 前4号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務(市長のみの権限に属するものを除く。)

2 (略)

別表(第12条関係)

その1 基本使用料(屋内体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分		使用料(1時間当たり)		
			平日		土、日、祝日
			9時～19時	19時～21時	9時～21時
					勝山市体育館は～21時30分
勝山市B & G 海洋センター	武道場・競技場	全面	400	800	800
		半面	200	400	400
		1面(バドミントン)	100	200	200
	ミーティングルーム	個人及び団体	100	100	100
	弓道場	市民以外が使用する場合(個人)	300円/回	600円/回	600円/回

		大会等の専用使用	200	400	400
	屋内多目的広場	個人及び団体	150	300	300
勝山勤労青少年体育センター	競技場	全面	300	600	600
		バドミントンコート1面	100	200	200
勝山市体育館	競技場	全面	1,800	3,600	3,600
		半面	900	1,800	1,800
		3分の1面	600	1,200	1,200
		バドミントンコート1面	150	300	300
	多目的室	個人及び団体	200	400	400
	研修室	個人及び団体	200	200	200
	会議室1	個人及び団体	100	100	100
	会議室2	個人及び団体	100	100	100
	トレーニングルーム	個人1回(2時間)	150	300	300
		個人年間利用	1年間につき 一般10,000円(高校生2,000円)		

		大会等の専用使用	200	400	400
	屋内多目的広場	個人及び団体	150	300	300
勝山市体育館「ジョアリーナ」	競技場	全面	1,800	3,600	3,600
		半面	900	1,800	1,800
		3分の1面	600	1,200	1,200
		バドミントンコート1面	150	300	300
	多目的室	個人及び団体	200	400	400
	研修室	個人及び団体	200	200	200
	会議室1	個人及び団体	100	100	100
	会議室2	個人及び団体	100	100	100
	トレーニングルーム	個人1回(2時間)	150	300	300
		個人年間利用	1年間につき 一般10,000円(中学生・高校生2,000円) ただし、 <u>中学生・高校生</u> の年間利用券での使用は、平日の9時～19時の利用とする。		

			ただし、高校生の年間利用券での使用は、平日の9時～19時の利用とする。		
空調設備	アリーナ1階	1,700	1,700	1,700	
	アリーナ2階観覧席	1,700	1,700	1,700	
	多目的室	150	150	150	
	研修室	50	50	50	
	会議室1	50	50	50	
	会議室2	50	50	50	
	トレーニングルーム	1回当たり使用料に50円を追加	1回当たり使用料に50円を追加	1回当たり使用料に50円を追加	

その2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料	
		9時～19時	19時～21時 30分
長山公園グラウンド	市民以外の者が使用する場合	1,500	1,500
弁天緑地グラウンド(野球場)	市民以外の者が使用する場合	1,500	＼
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	市民以外の者が使用する場合	1,500	1,500

空調設備	アリーナ1階	1,700	1,700	1,700
	アリーナ2階観覧席	1,700	1,700	1,700
	多目的室	150	150	150
	研修室	50	50	50
	会議室1	50	50	50
	会議室2	50	50	50
	トレーニングルーム	1回当たり使用料に50円を追加	1回当たり使用料に50円を追加	1回当たり使用料に50円を追加

その2 基本使用料(屋外体育施設)

(単位 円)

施設名	使用区分	使用料	
		9時～19時	19時～21時 30分
勝山市長山公園グラウンド	市民以外の者が使用する場合	1,500	1,500
弁天緑地グラウンド(野球場)	市民以外の者が使用する場合	1,500	＼
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	市民以外の者が使用する場合	1,500	1,500

あさひ公園多目的広場	市民以外の者が使用する場合	1,500	＼
庭球場 (1面当たり)	市民以外の者が使用する場合	600	600

その4 附属設備の使用料

(単位 円)

施設名	附属設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金
長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯 3,000	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の4分の1増。30分以上1時間未満の場合は4分の2増とする。
		市民以外の者が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯 9,000	
		市民が市民以外の者と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯 6,000	
庭球場	照明	市民が使用する場合	午後7時から午後9時	使用時間帯、1コート 600	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の

あさひ公園多目的広場	市民以外の者が使用する場合	1,500	＼
勝山市庭球場 (1面当たり)	市民以外の者が使用する場合	600	600

その4 附属設備の使用料

(単位 円)

施設名	附属設備	使用区分	使用時間	使用料	超過料金
勝山市長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯 3,000	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の4分の1増。30分以上1時間未満の場合は4分の2増とする。
		市民以外の者が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯 9,000	
		市民が市民以外の者と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1回照明点灯 6,000	
勝山市庭球場	照明	市民が使用する場合	午後7時から午後9時	使用時間帯、1コート 600	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の

	施設		時 30分まで	照明点灯		3分の1増とする。
		市民以外の者が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1コート照明点灯	1,800	
		市民が市民以外の方と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1コート照明点灯	1,200	
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	600	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の3分の1増とする。
		市民以外の方が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	1,800	
		市民が市民以外の方と混合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	1,200	

	施設		時 30分まで	照明点灯		きは、使用料の3分の1増とする。
		市民以外の者が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1コート照明点灯	1,800	
		市民が市民以外の方と混合使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯、1コート照明点灯	1,200	
弁天緑地グラウンド(サッカー場)	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	600	照明の点灯超過時間が30分未満のときは、使用料の3分の1増とする。
		市民以外の方が使用する場合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	1,800	
		市民が市民以外の方と混合	午後7時から午後9時30分まで	使用時間帯1コート照明点灯	1,200	

	使用する 場合				
--	------------	--	--	--	--

(新設)

	使用する 場合				
--	------------	--	--	--	--

その6 勝山市営温水プール使用料

(単位 円)

施設名	使用区分	回数	使用者	使用料	
				市内	市外
勝山市営温水プール	温水プール使用料	1回	大人	620	
			子供(4歳以上高校生まで)	310	
			3歳以下	無料	
		回数券(6回分)	大人	3,100	
			子供(4歳以上高校生まで)	1,550	
	健康トレーニング室使用料	1回	大人	110	210
			子供(中学生から高校生まで)	60	110
		回数券(6回分)	大人	550	1,050
		子供(中学生から高校生まで)	300	550	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 勝山市営温水プールの設置及び管理に関する条例(平成18年11月22日条例第12号)は廃止する。

(経過措置)

- この条例の施行の際、すでに発行済みの回数券は、従前のおり使用できるものとする。